

特別償却の付表（一）の記載の仕方

1 この付表（一）は、青色申告法人又は連結法人が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第42条の5第1項又は第68条の10第1項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の区分1」は、1の平成30年旧措置法第42条の5第1項又は第68条の10第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、平成30年旧措置法第42条の5第1項の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、エネルギー環境負荷低減推進設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の名称4」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を記載します。

ただし、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「償却・準備金方式の区分12」は、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当する

ものを○で囲みます。

8 「補助金等の受領の有無13」には、平成30年旧措置法第42条の5第7項（又は第68条の10第7項）に規定する補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付し、又は製作し、若しくは建設した場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。「有」の場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等について平成30年旧措置法第42条の5第1項（又は第68条の10第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

9 「電気事業法の発電事業者に該当するかの区分14」には、平成30年旧措置法第42条の5第1項（又は第68条の10第1項）の規定の適用を受けようとする場合においては、電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者に該当するときは「該当」を、該当しないときは「非該当」を、それぞれ○で囲みます。

ここで、「該当」の場合には、同項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号に規定する送電事業者若しくは同項第13号に規定する特定送配電事業者又はこれらの事業者以外の事業者の区分に応じ、それぞれ「小売電気事業者」「一般送配電事業者」「送電事業者」「特定送配電事業者」「その他」を（ ）内に記載し、「その他」の事業者に該当する場合には、同項第18号に規定する電気工作物の出力の合計を（ kw）内に記載します。

「小売電気事業者」、「一般送配電事業者」、「送電事業者」若しくは「特定送配電事業者」に該当する事業者又は「その他」の事業者であって電気工作物の出力の合計が200万kw超であるものが、平成30年旧措置法第42条の5第1項第1号に規定する資産を発電の用に供した場合には、同項（又は第68条の10第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

10 「事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産がエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定めるエネルギー環境負荷低減推進設備等については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平23財務省告示第219号」、「別表一の1」のように記載します。

11 「太陽光発電設備又は風力発電設備の出力16」には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等が太陽光発電設備又は風力発電設備である場合に、その設備の出力を記載します。